

議案第27号

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年6月18日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が
改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。